

本格的台風シーズン到来

ご用心!



災害後の住宅修理

保険金を使って修理しませんか
がきっかけでトラブルに

相談1 台風が去ったある日「外壁の無料点検をする」と業者が来訪し、「点検だけなら」と思い応じた。すると、「樋が歪んでいる。台風のせいだから火災保険がおけるので、ただで修理できる」と言われ、その場で見積もりをもらい契約した。保険会社への申請も代行してくれるとのことだった。後日保険会社から査定員が来て「台風のせいではなく経年劣化によるものなので保険金は給付できない」と言われた。保険金がおきないのであれば工事をやめたい。



相談2 太陽光パネルの点検に来た業者が「屋根にひびが入っている。先日の台風による被害なので保険がおける」と言われた。業者は保険会社の提出する必要な書面や写真等の準備をしてくれた。保険金が100万円おりましたが、業者は「手数料として半額の50万円を請求する」という。そのようなことは聞いていないし書面も受け取っていない。残りの50万円で工事ができるのか聞くと「できない」とのこと。納得できない。

アドバイス

- ✓ 自然災害による住宅修理について「保険金を使える」と勧誘されても、実際に支払われるかわからない
- ✓ 自身が加入している保険契約内容を確認し、契約している保険会社や代理店に自分で問い合わせる
- ✓ 修理の契約をするのはそのあとでも遅くない



- ✓ 修理契約とは別に保険金を請求する手続きをサポートする契約をさせられ、その手数料を請求される場合がある
- ✓ 契約する前にきちんと見積もりをとり、契約内容を把握しよう

建物の経年劣化であると知りながら、「原因が台風による」と保険会社にうその理由によると判明した場合、保険契約が解除されたり、保険金の返金を求められる可能性があります。場合によっては詐欺罪に問われる可能性もあります。絶対にしないでください。

ほかにも住宅修理の契約トラブルがあります

突然来訪し「無料で点検する」と言われ...

白アリが発生している

屋根にひびが入っているので放っておくと雨漏りする

今日契約するなら値引きする

契約書



高額な契約をさせられてしまった

本当は unnecessary 工事だったかも...

- * 勧誘されたその日に契約しない
- * 複数の業者から見積もりを取る
- * 周りの人に相談する

見積書

クーリングオフできる場合も!

訪問販売なら契約書面を受け取ってから8日以内に手続きを

